

子ども基点による子育て支援の充実に関する

提言・要望

令和3年12月23日

子ども基点で考える子育て研究会

会長 片岡 聡 一

子ども基点で考える子育て研究会

会 長	岡山県総社市長	片 岡 聡 一
	岩手県北上市長	高 橋 敏 彦
	群馬県安中市長	茂 木 英 子
	埼玉県和光市長	柴 崎 光 子
	埼玉県本庄市長	吉 田 信 解
	東京都文京区長	成 澤 廣 修
	東京都稲城市長	高 橋 勝 浩
	新潟県見附市長	久 住 時 男
	愛知県豊明市長	小 浮 正 典
	滋賀県守山市長	宮 本 和 宏
	三重県鈴鹿市長	末 松 則 子
	三重県名張市長	亀 井 利 克
	大阪府和泉市長	辻 宏 康

(令和3年11月30日現在)

子ども基点による子育て支援の充実に関する提言・要望

核家族化の進展、ひとり親家庭の増加、地域の輪の希薄化など、子どもたちを取り巻く社会経済情勢・社会環境の変化に伴い、子育て世帯の抱える課題は、個別化・複雑化している。さらに、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、次世代を担う子どもの育ちを巡っては、これまで以上に課題が山積し、更なる子育て支援の充実が求められている。

そのような中、国においては、こども庁の創設に向けた準備が進められているところであるが、こども庁のもとで包括的な子育て政策を実行に移していくためには、現場を担う基礎自治体と国・都道府県とが一体となって取り組んでいくことが必要である。

このことから、基礎自治体において一層の取組を進めることはもとより、国に対して、次の事項について、提言・要望する。

1 こども庁の創設について

(1) 総論

現在、国においては、年齢による切れ目や省庁間の縦割りを排し、こどもの視点に立って、困難を抱える子どもたちへの支援を可能とするため、こども庁の創設が検討されているが、本研究会においても、これからの子育て支援においては、福祉・保健・教育等、縦割りを廃し、大局的な視点から、『子ども基点』での充実を図っていく必要があるという認識のもと、鋭意議論を重ねてきたところであり、こども庁創設の趣旨について大いに賛同するものである。これにより、児童虐待、子どもの貧困、不登校への対応など、困難を抱える家庭への支援が充実されることを期待したい。

他方で、新たな組織を創設することにより、新たな『縦割り』や二重行政の発生による基礎自治体の混乱や負担増を招くことがないように、自治体目線での精緻な検討を行うとともに、政策の実効性が担保されるよう、財源や人材確保も含めた本質的な議論を行った上で、実行に移されることを切に要望する。

(2) 各論

I こども庁の機能・実行すべき施策

① 子ども関連施設・制度の一元化について

【内閣官房・内閣府・文部科学省・厚生労働省】

幼稚園・認定こども園・保育園・学校・放課後児童クラブなど、子どもに関連する施設・制度を所管する省庁が多岐にわたっているが、政策の一貫性や事務執行の効率性に課題がある。このため、これらの施設・制度の一元化を検討すること。

② 切れ目のない子育て支援の実現について

【内閣官房・内閣府・文部科学省・厚生労働省】

子どもが生きていく力をつけ、負の連鎖を断ち切るためには、就学前からの一貫した教育・支援が必要である。このため、対象者については年齢による区切りを設けず、幅広い世代への政策実行が可能な組織とすること。

③ 子ども医療費の無償化など経済的支援の大胆な拡充

【内閣官房・厚生労働省】

人口減少局面に突入する中で、少子化対策は、我が国の最重要課題である。少子化対策を大きく前進させるため、このこども庁創設のタイミングが千載一遇のチャンスと認識。子育て世代が将来に希望を持てるよう、国において、子ども医療費の無償化を行うほか、三人目以降の子どもに対して、十万円を

支給するなど、大胆な経済的支援を実施すること。

④ 子どもの医療提供体制の充実

【厚生労働省】

子どもたちの抱える課題は、心の問題や発達上の課題など、複雑化・多様化しており、より一層、きめ細やかな支援体制を構築する必要がある。

他方で、地域においては、児童精神を専門とする医師や発達障害の専門医が不足しており、十分に支援が行き届いていない。

子どもの医療費助成制度が全国的に拡充している状況も踏まえ、小児科や精神科などの専門医の確保を強力に進め、あらゆる子どもたちが、すこやかに安心して暮らせる医療提供体制を整備すること。

⑤ 離婚後の子の養育と親権問題について

【法務省】

我が国においては、離婚の際、子が未成年の場合は、父母どちらかの単独親権となる。価値観が多様化する中で、離婚を選択する家庭が増加しているが、離婚後の面会交流や養育費の分担などで様々な問題が生じている。

各自治体において、面会交流や養育費の取り決めを進める方策が実施されているが、国においても、これらの取組が全国的に広がるよう支援を行うこと。

また、親権制度については、国においても諸外国の親権制度を調査研究するなど、そのあり方を検討されているところではあるが、共同親権制度の導入なども含めて、中長期的な検討を行うこと。

II こども庁創設に伴う自治体の機能強化

① 県域こども会議（仮称）の創設について

【内閣官房・内閣府・文部科学省・厚生労働省】

子どもの貧困や不登校等の課題を解決するためには、医療・福祉・教育等が連携して対応を行う必要がある。このため、こども庁の創設にあわせて、自治体においても、各都道府県単位で県域こども会議（仮称）を創設し、県や市町、医療機関や学校園等が一体的に施策を推進することができる環境整備を行うこと。

② 課題のある子どもの情報共有の仕組みの構築

【内閣官房・内閣府・文部科学省・厚生労働省】

ひきこもりや心理的・精神的な課題を抱えている子どもの様々な情報について、関係機関間で随時情報共有を図り、適切な支援が可能となるよう、個

個人情報保護の問題等を含めて検討を行うこと。特に、高校については、基本的に、都道府県が所管しているが、中退した子どもや不登校になった子どもの情報が基礎自治体に共有されないため、情報連携の仕組みを構築し、基礎自治体が早期支援に入ることができる環境整備を行うこと。

③ 基礎自治体による家庭への調査権の法的整備

【内閣官房・厚生労働省】

こども庁を創設し、真に子ども基点の政策を実現するためには、分野ごとの「縦割り」を廃するとともに、国・都道府県・基礎自治体等の「横割り」を超えた連携と役割分担が必要である。基礎自治体においては、住民に最も近い現場において、日々、子育て支援や見守りなど、課題の深刻化を防ぐ、予防的取組を実践している。

こうした取組の中で、不登校児やひきこもりの子どもがいる家庭など、家庭状況の確認自体が困難であり、虐待等の疑いの可能性があることも判定できず児童相談所の協力を得られないケースがある。基礎自治体においては、様々なきっかけを利用して、早期支援に努めているところであるが、予防的取組の強化を図るため、必要な場合には家庭への調査等を行うことができる法的根拠の整備を検討すること。

2 支援が届いていない子どもや家庭への子育て支援について

(1) 総論

医療的ケア児、ヤングケアラー、外国人世帯、発達に課題のある児など、子どもの育つ環境や子ども自身の課題等、困難を抱えながらの生活を余儀なくされている家庭が存在するが、現行制度では、支援が行き届いていない。これら個別化・複雑化した課題を抱える家庭にも支援が届けられるよう、具体的な方策・制度を構築することが必要である。

また、これらの家庭を支援するためには、幅広い分野での知識や経験を有する専門職が必要となるが、昨年度も提言・要望したとおり、保育士、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員等の福祉系国家資格および公的資格取得者については、各分野の一定の研修を修了することで、子育て分野、介護分野、福祉分野のどの分野でも活躍できる制度として、共通資格「(仮称)日本版ラヒホイタヤ資格」を創設し、ライフステージに応じた分野を超えて活躍する専門人材の確保を進めることを改めて要望する。

(2) 各論

① 養育力に課題のある子育て世帯が利用できる生活支援制度について

【厚生労働省】

障害福祉サービスやひとり親支援等の対象にならないが、親の養育力に課題（精神疾患の疑い等）があり、生活支援制度（家事支援・生活指導等）が必要な家庭が存在する。

各自治体においては、ファミリーサポート事業や養育支援事業、民間の家事支援サービス等を活用しながら対応しているが、費用面の他、一時的な事業利用が基本であるため継続的な支援が難しく、結果的に家庭の環境が改善しない等の課題を抱えている。また、このような世帯は、複合的な課題を抱える傾向にある。

このため、障害福祉サービス等を利用できない家庭、制度の狭間にある子育て世帯でも低廉な費用で継続的に利用できる公的な生活支援制度の構築を行うこと。

② 障害を有する児童に対応できる専門職の育成等について

【厚生労働省】

重症心身障害児や強度行動障害を有する児童に対応できる職員の確保が困難な状況にある。また、障害福祉サービスの計画策定を担う事業者の人員不足により、サービス受給者が自ら計画を策定せざるを得ない状況にある。

より強力に困難事例への対応を担う専門職の育成を促進するとともに、処遇改善を進めること。また、障害福祉サービスの計画策定を担う事業者が普及するよう、収益や人材を確保できる仕組みを構築すること。これらについて、都道府県にも取組を進めるよう強く要請すること。

③ 医療的ケア児が、園や学校で訪問看護が利用できる仕組みの構築について

【文部科学省・厚生労働省】

医療的ケア児については、園や学校において、看護師を雇用するなどにより対応している。しかし、実際、看護師の確保は困難であり、確保できたとしても看護師の勤務時間帯にあわせた預かりを行う必要があり、柔軟な受け入れが進んでいない状況である。

国においても、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が成立するほか、保育所や学校等への看護師の配置については、訪問看護ステーションへの委託を可能とし、モデル事業などにより財政支援を行っているが、自治体では事業の活用が進んでいないため、周知および推進を図ること。また、保育所等において看護師が配置されていない場合でも看護が受けられるよう、保育所等への訪問看護も医療保険給付の対象とできる制度とすること。

④ 外国人世帯の専門的支援制度の確立について

【出入国管理庁ほか】

外国人世帯については、各自治体において、制度周知のチラシの多言語化や翻訳機・タブレットの導入の他、多文化共生推進員の配置など、様々な手法で対応しているが、対応に係る負担や費用面には課題が大きい。特に、不登校や虐待疑い、生活困窮等の課題がある家庭、複合的な課題を抱える外国人世帯が増え、その対応が難しく、基礎自治体で対応するには限界がある。

このため、社会福祉等の専門的知識や技術を有し多言語化で対応できる外国人世帯への専門的支援者や外国人世帯の支援を行うNPO等の把握・登録・育成については、都道府県等が広域的に行う仕組みを構築すること。

また、外国人世帯は、失業等の困難が生じた際、自ら声をあげて支援を受けることが困難であることから、外国人世帯の状況を定期的に把握できるような仕組みを構築すること。

⑤ 児童養護施設等の施設長要件について

【厚生労働省】

近年の児童虐待件数の増加に伴い、児童養護施設等の必要性は高まっている。他方で、児童養護施設の施設長や職員配置等の要件については、約10年見直しが行われておらず、時代に即した基準見直しを検討されたい。

具体的には、児童養護施設等の施設長については、医師や社会福祉士、児童福祉司などの資格のほか、児童福祉や社会福祉の業務経験等を踏まえた要件が規定されているが、昨今の学校現場においては、不登校や発達に課題がある児童等の増加に伴い、福祉的側面も含め、教員の役割も拡大しており、地域人材の有効活用を図る観点からも、教育現場において一定の経験がある教員についても、施設長要件の一つとして追加いただきたい。

3 保育の質の向上を図るための保育環境の整備について

(1) 総論

女性の社会進出や家庭形態の多様化等により、保育ニーズが増加しているが、子育ての第一義的責任は家庭にあることから、働きながら地域で安心して子育てができる社会環境を整えていく必要がある。

また、保育士をはじめとした専門職の人材確保と質の向上は、今なお喫緊の課題である。

(2) 各論

① 子育てサポート企業「くるみん認定」の促進について

【厚生労働省】

就業しながら子育てをしている保護者にとって、子育てしやすい職場は重要であり、企業における意識や子育て支援策は飛躍的に改善が図られてきている。

しかしながら、厚生労働大臣が認定する子育てサポート企業制度（くるみん認定・プラチナくるみん認定）の認知度は、決して高いとは言えない状態である。

このため、企業側がこの認定制度を受けるメリットを認識し、認定が促進されるよう、更なる周知徹底を図るとともに、魅力ある制度となるよう、制度の再構築を図る等、見直しを検討すること。

② 保育環境における外部評価の必須化、厳格化について

【厚生労働省】

様々な業態の保育施設が参入している昨今において、「子ども基点」にたった安全・安心で、こどもの育ちをはぐくむような保育の質の確保・向上を図るための環境整備は重要である。

また、幼児教育の無償化以降、「保育の質」への関心が高まっていることから、それぞれの保育施設の特色を活かしながらも、外部評価や第三者評価を行っていくことも必要である。

しかしながら、外部評価や第三者評価を行っている保育施設は少数であり、保育の質の確保、向上を図るための外部評価制度の仕組みの構築を図るとともに、その必要性について更なる周知徹底を図ること。

③ 企業主導の保育環境の整備について

【内閣府】

事業所内保育、企業主導型保育については、自治体が認可、指導を行う制度とはなっていないが、地域の子どもたちの保育を担う施設として、その保育環境の改善が推進されることは、基礎自治体として注視しているところである。

これら施設において、保育の質を一定基準底上げする制度改善を図るとともに、認可相当以上の保育を提供している企業にあってはメリットがある仕組みを構築すること。

また、地域に身近な基礎自治体が指導監督できる制度となるよう改善を図ること。

④ 保育士給与の改善について

【厚生労働省】

保育士の処遇改善の公定価格については、幼児教育の無償化により、自治体の財政負担がより深刻になっている。自治体が保育士を安定的に確保、定着化を図る観点からも、県庁所在市や大都市圏周辺の自治体の公定価格上の加算率を割り増しするなど、改善を図ること。

⑤ 保育の質の向上に向けた保育士配置基準の見直しについて

【厚生労働省】

保育士の配置基準については、70年以上見直しが進んでおらず、昨今の社会環境の変化や保育ニーズの増大等を鑑みると、現状に即した配置基準が求められる。特に、1～2歳児においては、現在6：1となっており、一部地域においては独自の基準見直しが図られているところであるが、より一層の低年齢児における保育の質の担保、保育士の充実に向け、国における基準の見直しを図ること。

4 新たな日常生活に対応した子育て支援について

(1) 総論

新型コロナウイルスの感染状況によっては、従来の学校での教育方法だけでは対応が十分とは言えず、新たな生活様式の下で学校と家庭がこれまで以上に一体となって取り組む必要性がでてくる。特に教育におけるデジタル化推進として GIGA スクール構想は、子どもの育ちに役立つツールとして無限の可能性を秘めている。自宅での活用については、一斉休校時の学習支援の補完として活用できるが、それだけに留まらず、通常時でも不登校や病気等何らかの事情により登校が困難な児童生徒の支援ツールとして大いに活用が期待できる。

しかし、当然ながら機器の利用にはインターネット環境が整備されていることが前提であるため、環境が整備されていない家庭への支援策が必要となる。また、子どもが安心していられる居場所としての学校が休校となったとき、子どもの居場所が別の場所に求められる。そのために、家庭以外にも放課後児童クラブや子供教室などが考えられる。それらと連携して子どもたちを見守ることができる仕組みの構築を要望する。

(2) 各論

① 小中学校の休校の運用について

【文部科学省】

当初は感染拡大防止対策として全国一律の休校措置のほか、校内での感染者発生時に積極的に臨時休校措置がとられた。休校期間中の自宅学習においては GIGA スクール構想の取組が学習支援として有効なツールとして大いに活躍した。

その後、子どもは大人に比べ重症化しにくいことや家庭内での感染が多いこと、また学びの機会を失うことにより子どもの心身へ悪影響をもたらすことから、休校の考え方を今一度考えなおす必要がある。

変異株の流行が新たな脅威となりつつあり、ワクチン接種による集団免疫の獲得が求められるなど、感染状況とその対策は日々刻々と変化している。様々な制限や我慢を強いられてきた子どもたちが安心してのびのびと学校生活を送ることができるための支援を求める。

②GIGA スクール構想を通じた自宅での活用について

【文部科学省】

GIGA スクールの取組については、機器配備や施設整備を行う段階が終了し、いかに活用していくかの段階へと移行した。デジタルネイティブ世代と呼ばれ、幼少期から PC やスマートフォン等に親しんできた児童生徒は、機器対応への順応性が高く初期導入はスムーズに行われた。

実際に活用している学校現場では授業科目や学年に応じて様々な工夫が求められている。しかし、教職員個々の理解・習熟度が異なるため、クラスや学年ごとの格差が起きてしまうこと、また、児童生徒においてもより深く学習を進められる者とそうでない者との格差が顕著になりやすい傾向もみられる。より進められる者はさらに後押ししつつ、そうでない者には丁寧な支援を行い全体の底上げを図り、「だれ一人取り残さない」ための支援が求められる。

そのため、現在配置されている GIGA スクールサポーター制度の充実や、地方で不足している IT 指導者の養成を合わせた体制の構築や、体系化された研修制度などより、高度な指導を行うために多様な面での後押しができる仕組みを構築すること。